

## 第 78 回信託研究会 議事要録

日時：2024 年 7 月 27 日（土）10 時～12 時

場所：金沢星稜大学 大屋研究室

出席者：今井、黒田、高橋、大屋（議事録作成者）。以下、敬称略

### ◆検討事項

#### 1. これまでの研究内容の確認

前回の議事録の内容を確認した。

#### 2. アメリカの大学における慈善寄付信託について

アメリカの **Charitable Reminder Trust**（特定寄附信託）の事例について、主な方式として、ピッツバーグ大学が採用する「**Charitable Lead Trusts**」（リード信託：CLT）と、ハーバード大学が採用する「**Charitable Reminder Trust**」（リマインダー信託：CRT）、の内容を確認し、委託者の寄附への動機、受託者の団体、課税関係を検証した。

確認できた事項は、以下のとおり。

（1）委託者は、報酬の高さや寄附最低金額が設定されていることから、主に財産資産家に限られており、その動機としては、「寄附に伴う社会貢献をしている満足感と喜び、種類によっては定期的な収入が見込める、税制上の優遇、財産管理の一環」、が挙げられている。

（2）このような寄附は、アメリカでは、「ブランド・ギビング（**planned giving**：計画的寄附）」と呼ばれる個人資産管理の諸活動の具体的な寄附方法であり、**Tax Reform Act of 1969** の税制改正の後、税制上の恩恵や生前配当収入の仕組みは退職後の生活設計上魅力的であることから、1980 年以後、「金融機関やファイナンシャル・プランナー」により資産運用方法の一環としてとして「積極的に」進められてきたという。

（3）CLT と CRT の各方法には、メリットデメリットが存在し、場面によって使い分けられているように思われるが、その使い分けの理由が理解できない。各手法の詳細な分析が必要である。

（4）アメリカにおける優遇税制については、以下のような内容が指摘されているが、条文根拠、効果、改正趣旨、背景経緯等を確認しておく必要がある。

①当初の信託設定時にはまだ寄附が発生していないにもかかわらず、寄付者は寄附に関する税制上の優遇を受けることができる。

②実際の寄附が発生する段階でも、遺産税上の優遇を受けることができる。

### 3. 我が国での採用可能性と問題（改正提言）

我が国での利用する際の、課税関係及び税制上の問題や提言事項を議論した。

特に制度設計において、学資保険と同様な資金移転状態が存在するときは、税制上の中立を鑑み、優遇措置を講ずることを指摘できそうである。

### 4. 今後の予定

令和8年度税理士会における建議への参考となるように、9月末の大学紀要への投稿を目指し、文章を記載する。

次回までに、たたき台を準備する。

台湾等において、大学の寄付の実態で信託や税制上の優遇措置が存在するのか調査する。

次回は、2024年8月24日（土）10時より金沢星稜大学大屋研究室

ホームページ：<http://shintaku-k.opal.ne.jp/>